いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

福島県立会津学鳳中学校

1　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの防止

①　学校は、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

②　保護者は、家庭において、生徒のいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むための指導を行わなければならない。そのためには日頃から生徒が悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。

（2）いじめの早期発見

①　いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

　このため、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

②　いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

（3）いじめへの対処

①　いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

　また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

②　教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

（4）地域や家庭との連携

①　社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と地域、家庭との連携が必要であり、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策の推進を図る。

②　より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（5）関係機関との連携

　いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制の構築に努める。

2　いじめの防止等に関する校内組織

（1）いじめの防止のために、「いじめ防止対策委員会」を設ける。

（2）この会は、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導部、スクールカウンセラー、その校長の指名する若干名をもって構成する。

（3）この会は、年間２回定期的に開催し、その他校長が必要と認めた場合、随時これを招集する。

（4）この会の委員長は、教頭とする。

（5）この会に会議録をおく。

3　いじめの防止等に関する年間指導計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査・アンケート等の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4	中学校集会		校内研修① 「未然防止と早期発見」	中学校全体打合せ「特愛生徒の情報交換」	目標・計画の作成と周知
5	面接週間	いじめアンケート調査①		第１回いじめ防止対策委員会	
6	携帯安全教室	学校生活調査			
7	中学校集会				
8		学校生活調査			
9					中間評価
１０		学校生活調査	校内研修② 「いじめの対応」		
１１	面接週間	いじめアンケート調査②		第２回いじめ防止対策委員会	
１２					
1	中学校集会	いじめアンケート調査③			
2		いじめアンケート調査④		第３回いじめ防止対策委員会	年度末評価
3					

※１　毎週、生徒指導部会で生徒の情報交換を行う。
※２　毎月、登校指導を行い、生徒の様子を把握する。